# 令和2年度CSF (豚熱) 被害防止対策事業実施要領

2 農 振 第 2 7 8 号 令 和 2 年 4 月 3 0 日 農林水産省農村振興局長通知

#### 第1 趣旨

平成30年9月に岐阜県において発生したCSFについては、野生イノシシへの感染が確認され、岐阜県以外の県においてもCSFの感染が拡大しているところ。これ以上の感染拡大による畜産業の被害を防ぐため、野生イノシシの移動を抑制するとともに、生息密度を低下させることが急務となっている。

このため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の1のただし書による緊急対策として、CSFに感染した野生イノシシが確認された地域及びCSFに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域において、野生イノシシを介したCSFによる被害を軽減・防止するための取組を支援するため、令和2年度CSF(豚熱)被害防止対策事業(以下「本事業」という。)を実施するものとする。

# 第2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減・防止に関する目標とする。

## 第3 事業の実施期間

本事業は、令和2年4月30日から令和3年3月31日までとする。

#### 第4 事業実施主体

- 1 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業 事業実施主体は、都道府県とする。
- 2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 事業実施主体は、要領別記3の第1の3に定める協議会等とする。

#### 第5 事業の内容等

- 1 本事業は、CSFに感染した野生イノシシが確認された地域及びCSFに感染した 野生イノシシの拡散のおそれがある地域において行う要綱別表2の鳥獣被害防止都道 府県活動支援事業及び要綱別表3の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の取組を支援 するものとする。
- 2 「鳥獣被害防止都道府県活動支援事業」については、要領別記2の第1に掲げる事項を実施できるものとする。また、要綱別表2の事業内容欄の2の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。
- 3 「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」については、要領別記3の第2に定めるとおりとし、第2の2の(2)のイの(イ)に定める「尾」の確認に当たっては、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、実施要領別記3の第2の2の(2)のイの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に

横線等をマーキングした写真により確認するものとする。

## 4 交付対象経費

「鳥獣被害防止都道府県活動支援事業」の交付対象となる経費は、本事業に直接要する要領別表4に掲げる経費とし、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」の交付対象となる経費は、要領別記3の第2の2に掲げる経費とする。

なお、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

#### 第6 事業の実施等

1 事業の対象となる地域

本事業の対象となる地域は、CSFに感染した野生イノシシが確認された地域及び CSFに感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域とする。

2 採択要件

本事業の採択要件は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 別表2又は別表3に定める採択要件を満たすこと。
- (2) CSFに感染した野生イノシシが確認された市町村及びCSFに感染した野生 イノシシの拡散のおそれがある市町村で実施すること。
- 3 留意事項

本事業においては、CSFウイルスの拡散を防止するため、防疫措置を適切に実施するものとする。

#### 第7 交付率

1 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

交付率及び上限単価は、要綱別表2に定める交付率並びに要領別記2の第2の2及び3に定める上限単価とする。

2 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

交付率及び上限単価は、要綱別表3に定める交付率並びに要領別記3の第3に定める上限単価とする。

## 第8 事業の実施手続等

- 1 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業
- (1) 本事業の実施手続については、要綱別記2の第1及び要領別記2の第3を適用するものとする。
- (2) 本事業においては、都道府県知事は、要綱別記2の第1の2の都道府県計画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記2の第3の1に関する別記様式第6号の別紙4の備考欄に「CSF対策」を記入するものとする。

(3) 令和2年4月30日以降のCSF対策として実施することが証明できる場合に限り、本事業の交付対象とする。事業の着手については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の交付の対象外とする。

## 2 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

- (1) 本事業の実施手続きについては、要綱別記3の第1及び要領別記3の第4を適用 するものとする。
- (2) 都道府県計画への記載に当たっては、本事業の該当部分について、要領別記3の 第4の1に関する別記様式第6号の別紙5の備考欄に「CSF対策」を記入するも のとする。
- (3) 令和2年4月30日以降のCSF対策として実施することが証明できる場合に限り、本事業の交付対象とする。事業の着手については、都道府県計画の重要な変更手続き前にできるものとする。事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

## 第9 事業実施状況の報告及び事業の評価等

本事業の実施状況の報告及び事業の評価については、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業は要綱別記2の第5及び第6並びに要領別記2の第4及び第5を適用するものとし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は要綱別記3の第5及び第6並びに要領別記3の第5及び第6を適用するものとする。

# 附 則

この通知は、令和2年4月30日から施行する。